

ミャンマー 新商標法（ソフトオープニング）

2020年9月1日

- 旧制度下での所有権宣言登録の再登録 -

2020年10月1日スタート



対象者

- 所有権宣言書（Declaration of Ownership）を登録済みの者
- ミャンマーで商標を使用中の者



必要書面

- 登録済み所有権宣言書の写し
- 掲載済み警告通知（Cautionary Notice）の写し
- 商標見本 など



留意点

- 登録済みの商品・役務の範囲にて申請可能
- **既存の所有権宣言登録の効果の維持には再登録が必要**